

はじめに

1. マレーシア 雇用法の適用範囲等に関する改正
2. タイ 最低賃金の上げが 2012 年 4 月 1 日に発効
3. インドネシア 近時の法令運用の変更の動向
4. インド① ボーダフォン事件最高裁判決と相反する改正インド所得税法案について
5. インド② 新統合版 FDI ポリシーの公表

今号のコラム - ベトナム -

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 2 号(2012 年 4 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. マレーシア:雇用法の適用範囲等に関する改正

マレーシアでは、2012 年 2 月 9 日及び 2012 年 3 月 30 日に、それぞれ雇用法(Employment Act 1955)の改正法及び改正令が公表され、いずれも 2012 年 4 月 1 日に施行されました。これらの改正法・改正令の概要は以下のとおりです。

【適用範囲の拡大】

改正法の施行前は、雇用法の適用対象となるのは月給が 1,500 リンギット(現在のレートで約 4 万円)以下の労働者(但し、肉体労働者等、別途規定されている者を除きます。)とされていましたが、この改正により、月給 2,000 リンギット以下の労働者まで適用対象に含むこととされました。これにより、雇用主は、従来は雇用法の制限を受けない条件による雇用が可能であった月給 1,500 リンギット超 2,000 リンギット以下の労働者についても、新たに雇用法上の規定(就業時間の制限、有給休暇の付与、残業代の支払等)を遵守することが必要になりました。

【出産休暇の取得条件緩和】

さらに、女性労働者が雇用法上認められている最低 60 日間の出産休暇を取得するための条件として、従来は妊娠 28 週目以降であることが必要とされていましたが、改正法の下では、この条件が妊娠 22 週目以降に緩和されました。また、女性労働者の出産休暇は、給与の額にかかわらず全女性労働者に対して付与されることとなりました。

【セクシャル・ハラスメントに関する規定の追加】

加えて、従前はガイドラインレベルでしか存在しなかったセクシャル・ハラスメントに関する規定が新たに雇用法に追加されました。当該規定の下では、雇用主は、セクシャル・ハラスメントの訴えを受けた時には、当該訴えの内容を調査する義務を負います。その結果、セクシャル・ハラスメントの事実が認められた場合、加害者が労働者であれば、当該労働者に対して、解雇、降格、無給の 2 週間以内の停職、その他雇用主が必要と考える処分を行わなければならないものとされています。そして、加害者が労働者でない場合には、当該加害者に対して懲戒権限を持つ者の処分に服するよう警告しなければならないものとされています。この調査義務違反に対しては最高で 1 万リンギットの罰金が課されえます。新設されたセクシャル・ハラスメントに関する規定は、給与の額にかかわらず全労働者が対象とされています。

これらの他にも、給与支払方法について口座振込を原則とする変更や、外国人労働者との雇用契約終了時における労働局長(Director General of Labour)への報告義務の新設等の改正がなされており、マレーシアに進出している日系企業もこれらの改正を踏まえた雇用体制の見直し及び整備を行うことが必要となります。

弁護士 秋本 誠司
 ☎ 03-5220-1818
 ✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com

2. タイ:最低賃金の引上げが2012年4月1日に発効

タイでは、2011年11月2日に、賃金委員会(Wage Committee)が定めた最低賃金表が公表され、4月1日に発効したことにより、使用者が労働者に対して支払うべき最低賃金が改定されました。この改定では、約40%程度最低賃金が引き上げられることとなっており、製造業者をはじめとする関係者に与える影響は大きいものと思われます。

タイでは、労働者代表、使用者代表、及び政府機関代表の各5名から構成される賃金委員会が最低賃金を定める権限を有しています。賃金委員会は、この権限を地域ごとの委員会(Wage Rate Sub-Committee)に分権しており、最低賃金は、地域別に定められます。最低賃金は、生活水準や物価、インフレ率、生産コスト等の社会経済状況等を勘案して定期的に見直されており、今回の改定は2010年12月以来のものであります。

最低賃金の引き上げ額は、例えば首都バンコクでは1労働者1日あたり221バーツが300バーツ(現在のレートで約790円)に、日本の製造業者が多数の工場を有しているアユタヤ県では1労働者1日あたり190バーツが265バーツに、同じくラヨーン県では1労働者1日あたり189バーツから264バーツになる等、概ねどの地域でも約40%程度最低賃金が引き上げられています。

使用者は、実際に支払う賃金が最低賃金に満たない場合、差額の支払が義務付けられているため、今般の最低賃金の改定にあたって、労働保護法(Labour Protection Act, B.E. 2541)上賃金と定められているものに相当する労働者への支払額が最低賃金に達しているか、確認する必要があります。

弁護士 氷上 将一
 ☎ 03-6266-8922
 ✉ shoichi.hikami@mhmjapan.com

3. インドネシア:近時の法令運用の変更の動向

インドネシアでは、近時の重要判例・法令制定等により、様々な分野において法令やその運用が変更されています。本レターでは、その中でも、以下の各分野における重要な法令及びその運用の変更に関して紹介致します。

労働法～派遣労働の契約形態に関する憲法裁判所判例・通達

憲法裁判所は、2012年1月17日、派遣従業員の有期雇用契約について規定する労働法の条文の一部が憲法違反であるとする判決を下しました。

この判決及びその直後に発出された2012年1月20日付け当局通達によれば、派遣会社は、派遣従業員の担当業務が存続し当該業務につき他の派遣会社が従業員を派遣することとなる場合について、当該派遣従業員の権利が同一条件により新しい派遣会社に承継される旨の保護規定が設けられていることを要件として、当該派遣従業員と有期雇用契約を締結し、当該派遣従業員を契約社員として雇用することができることとされました。上記の要件が満たされていない場合には、派遣会社は、派遣従業員との間で無期雇用契約を締結しなければならないものとされています。

インドネシアでは、派遣会社が、派遣従業員を有期雇用の契約社員として雇用し、派遣先企業に安価に派遣するケースが数多く見受けられましたが、有期雇用契約の締結を制限する上記判決及び通達により、派遣会社にとってはもちろんのこと、派遣従業員の労働力に依存して事業を行ってきた会社にとっては、今

¹ 労働保護法上、「賃金」とは、①使用者が労働契約において、時間・日・週・月その他の期間に基づく通常の労働時間に提供された労働の対価として支払うことが合意された金額、②労働日における労働時間中に労働者によって達成された労務結果の量に従って支払われる金額、及び③労働者が法律上労務を提供しなくても給付を受けられる休暇日に対して支払われる金額、と定義されています。

後の事業継続に大きな制約がかかることになることが予想されます。また、派遣会社自体の今後の業務形態が変更される可能性もあるものと考えられます。

金融関連法～金融庁(Otoritas Jasa Keuangan/OJK)設置法

金融分野における重要な動向としては、2011年10月27日、金融庁(「OJK」)設置法が国会で可決されたことが挙げられます。現在、インドネシアの金融業は、インドネシア中央銀行が銀行業の規制・監督を行い、財務省が資本市場・金融機関監督庁(「BAPEPAM-LK」)を通じて資本市場やノンバンクの規制を行うという形で、二元的に監督・管理されていますが、本法により、新設される OJK が金融業(協同組合金融機関を除く)を一元的に監督・管理することとなります。

具体的には、2012年12月31日にBAPEPAM-LKの有する監督・規制権限が、2013年12月31日にインドネシア中央銀行の銀行業の監督・規制権限が、それぞれ OJK に移管される予定です。その過程において特に外資系金融機関に対する規制が厳しくなることが予想されています。

弁護士 樋口 彰
 ☎ 03-6266-8730
 ✉ akira.higuchi@mhmiapan.com
 弁護士 田中 亜樹
 ☎ 03-6266-8919
 ✉ aki.tanaka@mhmiapan.com

4. インド①: ボーダフォン事件最高裁判決と相反する改正インド所得税法案について

2012年3月16日、インド政府は2012年度の予算案(Union Budget 2012-2013)を議会に提出しました。同予算案は、議会での審議・修正を経て、4月中か、遅くとも5月までには可決される見通しです。

同予算案に含まれる改正インド所得税法案には、インド国外の法人の株式又は持分の譲渡であっても、当該株式又は持分の価値が、実質的にインド国内に所在する資産から生じている場合は、インド所得税法の適用対象となる旨の規定が盛り込まれており、当該規定は、インド所得税法が施行された1962年まで遡及して適用されることとされています²。

この改正は、ボーダフォン事件最高裁判決(インド法人株式を有する外国会社株式を外国会社間で譲渡した場合に、当該取引は、原則としてインドにおけるキャピタルゲイン課税の対象とならないという課税対象者勝訴の判断を下した事例)と相反するものです。

この法案がそのまま可決された場合、改正法の遡及適用と租税債務の消滅時効との関係は必ずしも明確ではないものの、少なくとも消滅時効にかからない期間内に行われた過去のオフショア取引に関しては、改正法が不合理なものとして裁判所によって無効とされない限り、改正法に基づき、税務当局が遡及的に納税を求める可能性は否定できないものと思われます。このほか、同改正では、一般的租税回避否認規定(GAAR)が新たに設けています。GAARは、容認し難い租税回避行為(impermissible avoidance arrangement)が認められる場合に、税務当局が租税条約適用の便益等を否定する規定です(なお、GAARには遡及効は定められていません。)。GAARが適用される具体的な取引については、今後、インド税務当局により具体的な類型が示されることが予定されています。

本改正案は、インド国内のキャピタル資産の間接譲渡に関する課税ルールやインドへの投資ストラクチャーの検討について影響を及ぼす重要な改正であり、今後のインド投資に及ぼす影響も大きいものです。租税回避的なスキームに対する近時のインド税務当局の姿勢も踏まえ、今後の議会での審議状況や税務当局の姿勢を注視していく必要があるものと思われます。

5. インド②: 新統合版 FDI ポリシーの公表

インド政府商工省産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce & Industry)は、2012年4月10日、最新の統合版 FDI ポリシー(Consolidated FDI Policy)を公表しました。統合版 FDI ポリシーは、公表時点におけるインドの外国直接投資規制全般をまとめたものです。

最新の統合版 FDI ポリシーにおいては、日本企業のインド進出に影響を及ぼすような事業分野毎の出資比率規制の改正は行われていません。なお、2011年9月30日に公表された統合版 FDI ポリシー公表後、最新の統合版 FDI ポリシー公表までの間には、医薬品事業への外国直接投資規制の強化(2012年11月8日)、単一ブ

² インド当局は、遡及適用を定めたものではなく、解釈の明確化であると説明しているようです。

ンド小売業に対する規制緩和(2012年1月10日)が行われています。

統合版 FDI ポリシーは、従来は、毎年3月末及び9月末の年2回公表されていましたが、今後は、年1回公表とすることとされました。これは、インド政府は外国直接投資規制を相当程度合理化/自由化してきたため、頻繁な改正はもはや必要ないという考えによるものとされています。しかしながら、現在でも、保険業への外資出資比率の規制緩和、外資系エアラインによる民間エアラインに対する出資の解禁、総合小売小売業に対する外資出資の解禁など、外資規制の緩和が待ち望まれている事業分野が複数存在します。次回の統合版 FDI ポリシーの改正は、2013年3月29日に予定されていますが、それ以前においても、プレスノートと呼ばれる通達により随時外資規制の改正がされ得ることから、今後の外資規制の動向を注視する必要があります。

なお、最新の統合版 FDI ポリシーにおいては、事業分野毎の出資比率規制とは別に、資本財(capital goods)、機械、器具の現物出資による外国直接投資について、従前は認められていた中古品(second-hand machinery)による現物出資が認められなくなりました。

弁護士 小山 洋平
 ☎ 03-5220-1824
 ✉ yohei.koyama@mhmiapan.com
 弁護士 関口 健一
 ☎ 03-6266-8562
 ☎ 65-6593-9754 (シンガポール)
 ✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

今月のコラム - ベトナム -

創刊号のインドに続いて、今月のコラムは、ベトナム。



筆者は、昨年1年間のアジア研修中、最初の8ヶ月間をインドで、残りをベトナムで研修しました。インドで、ほとんど牛肉を食べる機会がなく、種類は豊富ながらも「カレー味」の域を出ることがないインド料理に飽きていた筆者にとって、ベトナムは、食という点で大いに楽しみにしていた国です。実際、その期待は裏切られませんでした。ベトナムのフォーは毎日でも食べられると思いましたが、ベトナムでは新鮮な食材が手に入るため、素材の味が楽しめます。市場では、生きた海老がそのまま売られ、自宅の冷凍庫に入るまで生きているため、家で調理しても、とても美味しいです。ベトナム人によれば、鶏も同じ要領で、生きたまま持ち帰り、(詳細は省きますが)自宅で調理するから、とても新鮮とのこと。さすがに、鶏をそのまま持ち帰ったことはないですが、市場では、他にも、生きた状態の魚のウロコを処理する様子や生きた蛙が袋に入って売られていたりして、興味深いです。海外に駐在する場合において、現地の食事が自分に合うかどうかという点は、家族も含めた現地での生活の容易さに非常に大きな影響を及ぼすと思われます。その点では、ベトナムは非常に住みやすい国といえます。

このように、インドから来た筆者にとっては天国に感じていたベトナムも、インドより環境が悪く感じたことが1つあります。それは、交通渋滞と排気ガスです。インドの交通渋滞も深刻ですが、基本的には車の割合が多いため、車同士で、どのように車線を争うか、という公平な(?)競争が行われます。しかし、ベトナムの場合、バイクの量が非常に多いため(人口約8,700万人に対してバイクの台数は約3,300万台)、車 vs. バイクという非常に不利な(?)競争を強いられます。仮にバイク専用レーンがあっても、それを守るバイクはないため、隙間さえできれば、車より先にバイクが入り込んでしまい、車での移動は大変な不自由を強いられることとなります。また、バイクによる排気ガスがひどいため、多くのベトナム人が鼻と口を広く覆うことができる



大きなマスクをしています。匂いという点では、インドもそれなりの思い出がありますが、排気ガスという点では、インドよりベトナムの方が厳しい環境にあるように感じました。

最後に、人という点では、ベトナム人は多くの日本人にとって親和性を感じる点が多いように思われます。街を歩いていても、笑顔にあふれた人が多く、穏やかな印象を受けます。ベトナムに行くのが初めてであった筆者は、社会主義国のため自由な発言が制約されて窮屈な面もあろうと勝手な想像を抱いておりましたが、多くの人々は伸び伸びと生活を楽しんでいるように見受けられました。

ベトナム(ハノイ)は、日本から6時間程度、時差も2時間だけですので、食や人の点も踏まえると、非常にアクセスし易い国だと思います。百聞は一見にしかず。まだ足を運ばれていない方が居られましたら、是非、ベトナムにお越し下さい。将来的には、地下鉄が走るようになったり、ハノイとホーチミン間の物流ルートが拡大されることも見込まれており、今後、ますます期待が高まる国と思います。

(弁護士 小山洋平)

セミナー・文献情報

▶ セミナー 『三角合併を利用した本社機能の海外移転～シンガポール・香港・マレーシア・スイス等～』

開催日時 2012年4月26日(木) 14:30～17:30
 講師 大石 篤史
 主催 経営調査研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)

▶ セミナー 『インド・東南アジア戦略フォーラム 2012』

開催日時 2012年5月30日(水) 13:00～17:20
 16:05～17:20 特別パネルセッション
 パネリスト 小松 岳志

開催日時 2012年5月31日(木) 13:00～17:40
 13:00～13:50 基調講演「シンガポール駐在弁護士が業務を通じて考える日本企業の経営課題」
 講師 武川 丈士
 16:05～17:40 特別パネルセッション
 パネリスト 武川 丈士

主催 東洋経済新報社 (<https://toyokeizai.smartseminar.jp/>)
 協賛 森・濱田松本法律事務所、Infosys Limited
 協力 外務省、日本アセアンセンター

▶ 論文 「ベトナムの投資実務と企業法[下]」

掲載誌 国際商事法務 Vol.40 No.4 2012年4月刊
 著者 小山 洋平

News

➤ 2月1日、シンガポールオフィスが業務を開始しました

当事務所は、シンガポール政府当局より現地における外国法法律事務所開設の許可を取得し、2012年2月1日(水)に業務を開始いたしました。シンガポールオフィスでは、シンガポール及びアジア各国の現地有力法律事務所と協働して、日系企業の東南・南アジアでのビジネスのサポートをしております。

住所	16 Raffles Quay #16-04 Hong Leong Building Singapore 048581
電話番号	TEL : +65-6593-9750(代表) / FAX : +65-6593-9751
所属弁護士	武川 丈士 弁護士 (共同代表パートナー) takeshi.mukawa@mhmjapan.com 小松 岳志 弁護士 (共同代表パートナー) takeshi.komatsu@mhmjapan.com 関口 健一 弁護士 kenichi.sekiguchi@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights 2012年第2号 [2012.4.20 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

www.mhmjapan.com